

資料編

行財政改革大綱の策定経緯	7 1
諮問と答申	7 3
行財政改革大綱の策定体制	7 5
行財政改革推進委員会名簿	7 6
行財政改革推進本部名簿	7 6
行財政改革推進本部内アドバイザー、部会名簿	7 7
市民意識調査の結果	7 8
水俣市行財政改革推進委員会条例	8 2
水俣市行財政改革推進本部設置要綱	8 3
事務局	8 5

行財政改革大綱の策定経緯

開催日	実施項目	内 容
平成 25 年 4 月 16 日	庁議 (市長会議室)	策定体制、スケジュールの説明
平成 25 年 4 月 25 日	課長会議 (職員共済会館秋葉)	第 4 次大綱の進捗状況、第 5 次大綱の概要、策定体制の説明
平成 25 年 5 月 1 日 ～25 日	市民意識調査	市民 1,000 人を対象とする行革に関するアンケート調査の実施
平成 25 年 5 月 21 日	課長会議 (職員共済会館秋葉)	推進本部部会への職員派遣について
平成 25 年 5 月 30 日	推進委員長との打合せ (熊本県立大学)	第 5 次大綱の概要、策定スケジュールに関する打合せ
平成 25 年 6 月 21 日	第 1 回部会 (合同会議) (全員協議会室)	第 5 次大綱の概要、作業内容の説明、部会長の選出
平成 25 年 7 月 2 日	第 1 回行財政改革推進本部 (市長会議室)	第 4 次大綱の進捗状況、第 5 次大綱の策定、市民満足度調査について
平成 25 年 7 月 19 日	第 2 回部会 (合同会議) (全員協議会室)	財政状況、市民満足度調査の結果、第 4 次行革取組項目の検証について
平成 25 年 8 月 12 日	先進事例調査 (福岡県大野城市)	フルコスト計算書による事業診断、窓口改善、人材育成について
平成 25 年 8 月 20 日	第 3 回組織部会	先進事例調査の概要報告、第 5 次大綱取組項目の頭出し
平成 25 年 8 月 26 日	第 3 回事務部会	先進事例調査の概要報告、第 5 次大綱取組項目の頭出し
平成 25 年 8 月 27 日	第 1 回行財政改革推進委員会 (全員協議会室)	第 4 次大綱の進捗状況、第 5 次大綱の策定、市民満足度調査の結果について
平成 25 年 8 月 28 日	第 3 回財務部会	先進事例調査の概要報告、第 5 次大綱取組項目の検討、会計事務に関する問題点について
平成 25 年 9 月 20 日	第 4 回組織部会	実施項目シートの検討

平成 25 年 9 月 26 日	第 4 回財務部会	実施項目シートの検討
平成 25 年 9 月 30 日	第 5 回組織部会	実施項目シートの検討、今後の策定方針
平成 25 年 10 月 21 日	第 6 回組織部会	実施項目シートの検討、今後の策定方針
平成 25 年 10 月 24 日	第 5 回財務部会	実施項目シートの検討
平成 25 年 10 月 31 日	第 4 回事務部会	実施項目の決定
平成 25 年 12 月 19 日	部会事務局担当者打合せ	各部会の実施項目の整理・集約
平成 25 年 12 月 25 日	委員長との打合せ (全員協議会室)	進捗状況の説明、第 5 次大綱の方向性の確認
平成 25 年 2 月 7 日	第 2 回行財政改革推進委員会 (職員共済会館秋葉)	第 5 次大綱 (案) について
平成 26 年 2 月 10 日 ～23 日	パブリックコメントの募集	第 5 次大綱 (案) について
平成 26 年 2 月 21 日	庁議 (市長会議室)	第 5 次大綱 (案) について
平成 26 年 3 月 5 日	庁議 (市長会議室)	第 5 次大綱実施計画 (案) について
平成 26 年 3 月 19 日	課長会議 (職員共済会館秋葉)	第 5 次大綱及び実施計画 (案)、今後の展開について
平成 26 年 3 月 28 日	第 3 回行財政改革推進委員会	答申

水総第719号
平成25年8月27日

水俣市行財政改革推進委員会
委員長 明石照久 様

水俣市長 宮本勝彬

第5次水俣市行財政改革大綱（案）について（諮問）

水俣市行財政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、第5次水俣市行財政改革大綱（案）について、貴委員会に諮問いたします。

平成26年3月28日

水俣市長 西田弘志 様

水俣市行財政改革推進委員会
委員長 明石照久

第5次水俣市行財政改革大綱（案）について（答申）

平成25年8月29日付け水総第719号で諮問がありました、第5次水俣市行財政改革大綱（案）について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は妥当であることを認め、ここに答申します。

なお、大綱の推進にあたっては、本委員会での審議内容を尊重するとともに、特に下記の事項に配慮されますよう要望します。

記

1. 行財政改革の評価について

第5次水俣市行財政改革大綱の進捗状況の把握等については、従来の関係各課（局）による自己評価に加え、市民等による外部評価の視点を重視されたい。

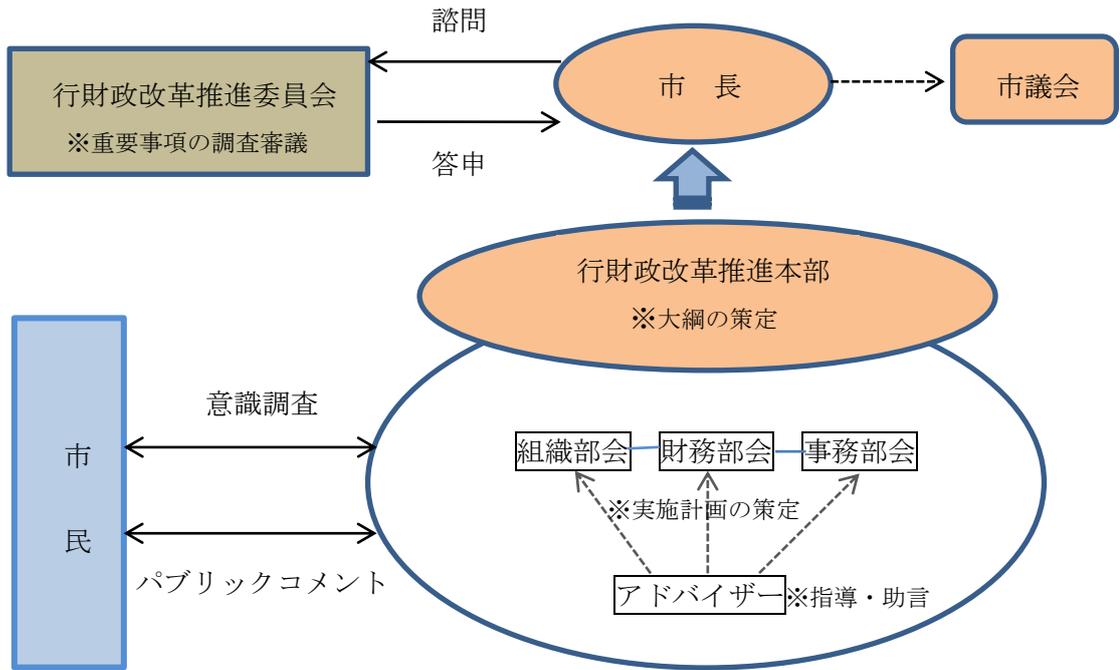
2. 組織・機構について

地域の実情を十分考慮したうえで、簡素で効率的かつ機能的な行政運営を推進するため、計画的に組織・機構の見直し、再構築を進められたい。

3. 人事評価制度及び目標管理手法の導入について

複雑多様化する市民ニーズに対応し、良質かつ効率的行政サービスの提供を目的とし、職員個々の能力の向上と把握、適材適所による人事配置、能力に応じた給与体系の整備を図るため、人事評価制度の設計、導入に努められたい。

行財政改革大綱の策定体制



行財政改革推進委員会名簿

氏 名	所 属 等
明石 照久 (委員長)	熊本県立大学総合管理学部教授 (水俣市政策事業評価管理システム市民監査委員)
荒木 由紀子 (副委員長)	水俣市教育委員長 (水俣市政策事業評価管理システム市民監査委員)
窪田 宣理	水俣青年会議所直前理事長 (水俣市政策事業評価管理システム市民監査委員)
斉藤 潔	水俣市環境 I S O 市民監査委員長 (市政策事業評価管理システム市民監査委員)
徳富 一敏	水俣市身体障害者福祉協議連合会理事 (市政策事業評価管理システム市民監査委員)
森山 夏代	J A あしきた水俣基幹支所女性部 (市政策事業評価管理システム市民監査委員)
本山 祐二	水俣市総務企画部長

行財政改革推進本部名簿

職 名	氏 名
副市長	田上 和俊 (本部長) ※平成 25 年 11 月 19 日まで
教育長	葦浦 博行 (副本部長)
総務企画部長	本山 祐二
福祉環境部長	宮森 守男
産業建設部長	門崎 博幸
総合医療センター事務部長	淵上 茂樹
水道局長	前田 仁
議会事務局長	田畑 純一
総務課長	本田 真一
財政課長	坂本 禎一
企画課長	川野 恵治

行財政改革推進本部・アドバイザー名簿

職 名	氏 名
福祉環境部次長（福祉課長）	松本 幹雄
商工観光振興課長	関 洋一
土木課長	松尾 健二
教育委員会教育総務課長	高沢 克代
総合医療センター総務課長	深江浩一郎

行財政改革推進本部・部会員名簿

部会	職 名	氏 名
組織	水道局経営管理グループリーダー・主幹	永田久美子
	教育委員会教育総務課主幹（学務係長）	岩井 浩昭
	総務課職員係参事	森 隆博
	市民課年金医療保険係参事	赤司 理絵
	環境モデル都市推進課環境モデル都市推進室主査	池崎 翔子
	健康高齢課高齢介護支援室主事	荒木 裕司
	総合経済対策課経済対策係主事	山内達大郎
	総務課主幹	設楽 聡
財務	都市政策課都市計画係長	永松 正治
	下水道課総務係長	松崎 誠哉
	総合医療センター総務課総務企画室次長	鬼塚 秀雄
	税務課市民税係参事	木村 友美
	会計課会計係参事	中村 亮彦
	監査事務局参事	松本めぐみ
	財政課財政係主査	大川 泰洋
	総務課行政係参事	橋迫 司郎
事務	福祉課主幹（生活支援室次長）	中村 俊彦
	議会事務局主幹（総務係長）	岡本 広志
	商工観光振興課観光振興係長	松下 尚史
	農林水産振興課農業振興係参事	溝俣 正志
	企画課政策推進室参事	元村 仁美
	土木課総務係参事	山下 哲也
	教育委員会生涯学習課文化振興係参事	渊上 佳代
	総務課行政係主事	井上 皓介

第5次行財政改革策定に係る市民意識調査の結果

「第5次行財政改革大綱」を策定するにあたり、水俣市が提供する行政サービスに対する市民の満足度を量ることを目的に、市民意識調査を実施しました。

今回の調査は、「第5次総合計画後期基本計画」の策定に伴い行った意識調査の中に、行財政改革に関する4項目を加え、住民基本台帳に記載されている16歳以上の方（基準日：平成25年5月1日）の中から、1,000人を無作為に抽出し、郵送により調査票を配布し、郵送により回収する方法で行いました。

- (1) 抽出方法：層化無作為抽出方法
- (2) 標本数：1,000
- (3) 母集団：(26,879)
- (4) 調査対象：水俣市在住の16歳以上男女1,000人
- (5) 調査項目
 - ①基本項目：性別、年齢、職業、居住地区、居住年数他
 - ②設問項目：市役所（市職員）、各部署の印象、窓口業務の改善点等
- (6) 調査期間：平成25年5月10日（金）～5月25日（土）
- (7) 回収数（回収率）：369（回収率36.9%）
- (8) 調査結果：概要を次頁以降に掲載

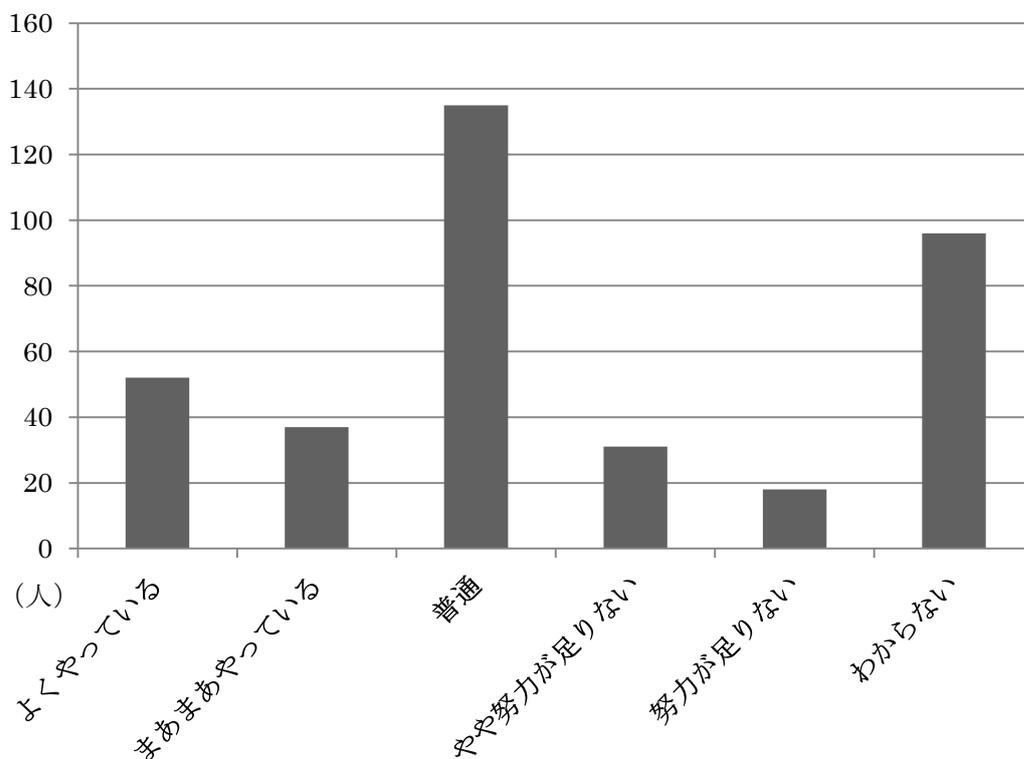
1 回答者の属性

- ・回答者は369人、男性が156人で全体の42.3%、女性が204人で55.3%でした。
- ・回答者を年代別に見ると、最多が60歳代で88人（23.8%）でした。次いで70歳代が72人（19.5%）、80歳代が50人（13.6%）となっており、40歳代、50歳代、30歳代と続きます。
- ・回答者の職業については、無職が123人（33.3%）でした。次いで会社員等が67人（18.2%）、主婦（夫）などの家事従事者が60人（16.3%）となっています。
- ・回答者の居住地区別では、一小・二小・水東小校区（いわゆるまち部）が369人中270人（73.2%）、これに袋小校区42人（11.4%）が続きます。
- ・回答者の家族構成については、親と子ども（2世代）：130人（35.2%）、ほぼ同数で夫婦：129人（35.0%）となっており、これに、ひとり暮らし：51人（13.8%）が続きます。

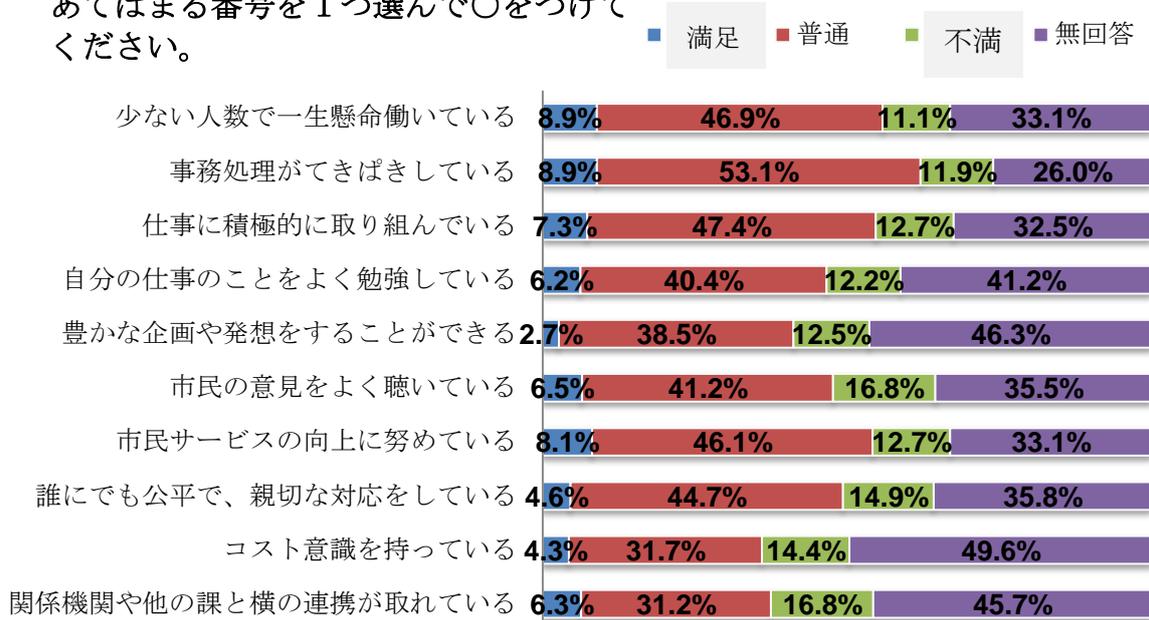
- ・水俣市での居住年数については、20年以上が突出しており、369人中312人で全体の全体の85%を占めています。
- ・水俣市に居住している理由については、「生まれたところだから」が最多で369人中185人、全体の全体の約5割を占めています。

2 回答結果について

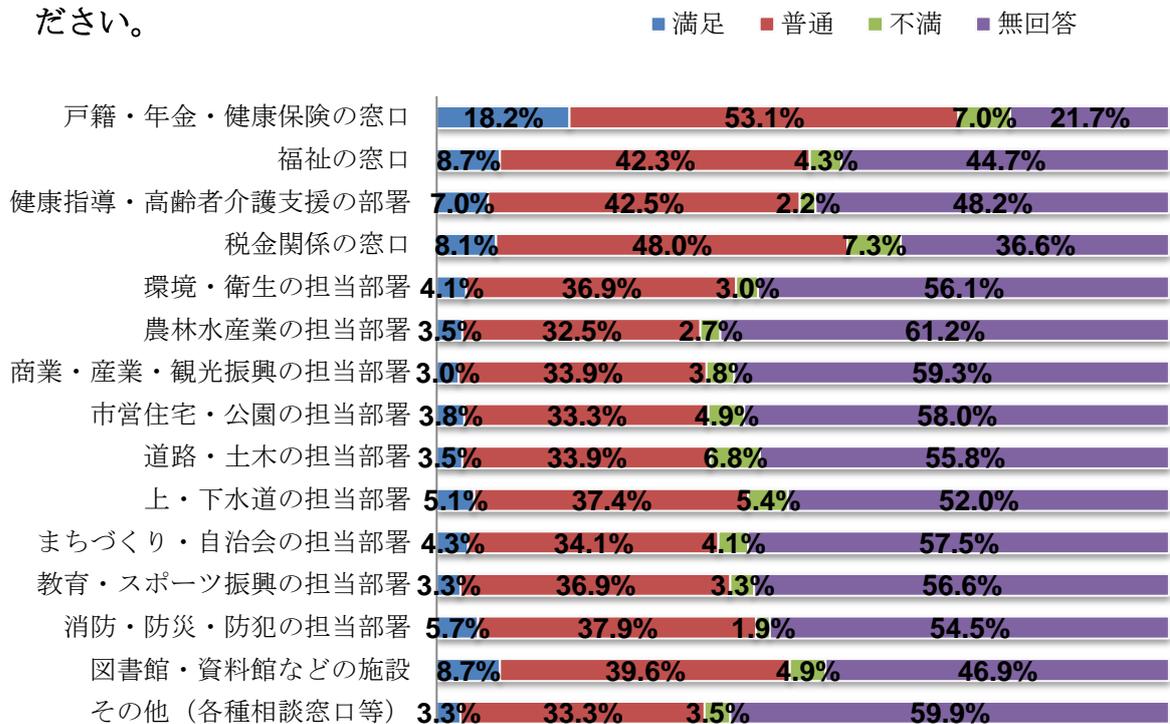
- ◆ あなたは、市の行財政改革の取組みについてどのような印象をお持ちですか。
あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。



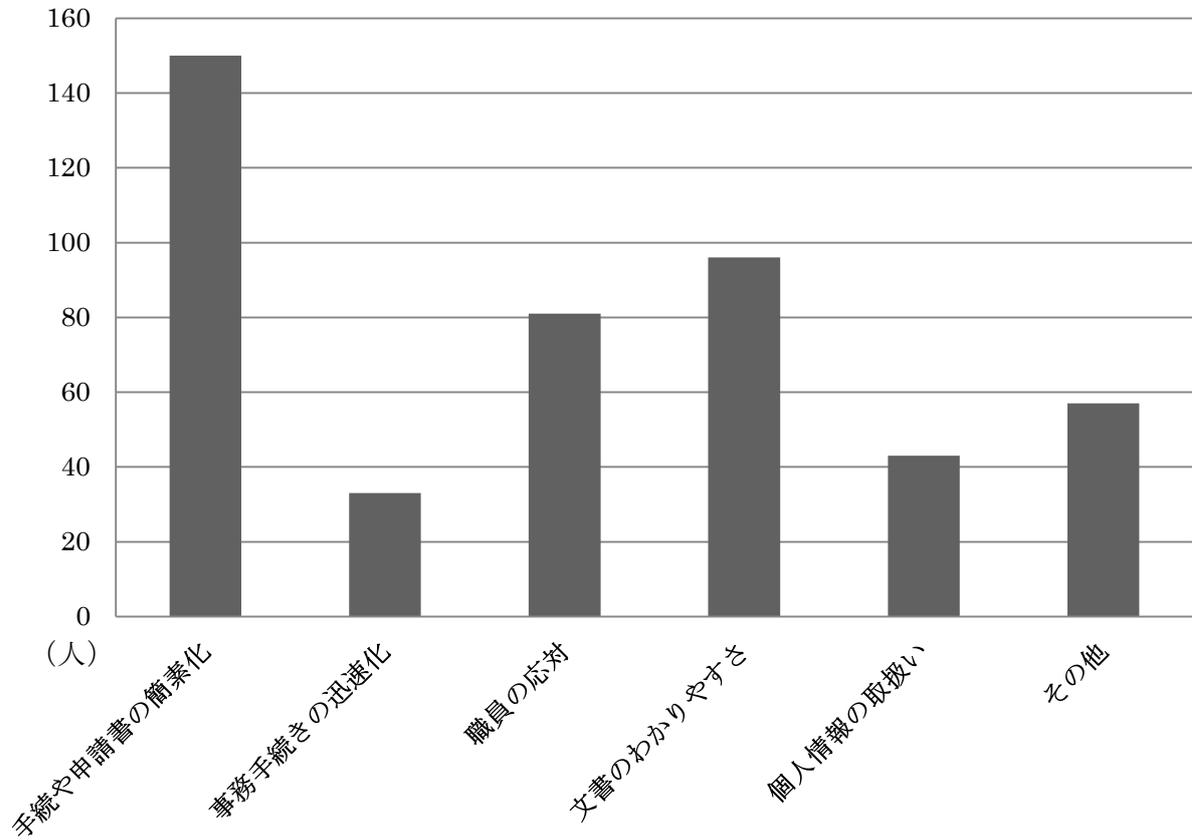
◆ あなたは、市役所（または市職員）に対して、どのような印象をお持ちですか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。



◆ あなたは、市役所の各部署に対して、どのような印象をお持ちですか。あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。



◆ あなたが、市役所の窓口業務の中で、
改めてほしいことは何ですか。次のうち
から2つまで選んで○をつけてください。



○水俣市行財政改革推進委員会条例（抜粋）

平成 14 年 9 月 20 日条例第 29 号

（設置）

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政の実現を推進するため、水俣市行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、水俣市の行財政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

（組織）

第 3 条 委員会は、市長が委嘱又は任命する 10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が任命されたときの要件を欠くに至った場合は、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第 6 条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において処理する。

（費用弁償）

第 7 条 委員が職務を行うために必要な費用の弁償は、別に条例で定める。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

○水俣市行財政改革推進本部設置要綱（抜粋）

平成6年12月9日訓令第7号

（設置）

第1条 行財政改革の推進を図るため、水俣市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 行財政改革大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する事。
- （2） 大綱に基づく行財政改革の実施及び進行管理に関する事。
- （3） その他行財政改革に係る重要事項に関する事。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1の者をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

（部会）

第6条 大綱に基づく行財政改革を適正かつ計画的に推進するための実施計画の策定、進行管理状況の調査等、本部の所掌事項に関する必要な作業等を行うため、本部内に組織部会、財務部会及び事務部会の三つの部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員（以下「部会員」という。）は、職員のうちから市長が任命する。

- 3 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は部会を総括する。
- 5 部会の会議は、部会長が必要に応じ招集し、部会長が会議の議長となる。
- 6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した部会員がその職務を代理する。

(アドバイザー委員)

第7条 本部長は、部会の作業に関して必要があるときは、助言及び指導を行うためのアドバイザー委員を置くことができる。

- 2 アドバイザー委員は、別表2の者をもって充てる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表1 (第3条関係)

本部員

総務企画部長、福祉環境部長、産業建設部長、医療センター事務部長、水道局長、議会事務局長、総務課長、財政課長及び企画課長

別表2 (第7条関係)

福祉課長、商工観光振興課長、土木課長、教育委員会教育総務課長、総合医療センター総務課長

事務局

職名	氏名	担当業務
総務課長	本田 真一	総括、推進委員会及び推進本部
総務課主幹（行政係長）	設楽 聡	組織部会、市民意識調査、推進委員会及び推進本部、計画書の作成
総務課行政係参事	橋迫 司郎	財務部会
総務課行政係主事	井上 皓介	事務部会、推進委員会及び推進本部庶務